

福島第二原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2021年1月8日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要 (1/3)

(本頁以降、2020/9/28公表資料からの変更点は赤字記載)

TEPCO

- ◇政府が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを踏まえ、2020年4月17日（午前0時）、福島第二原子力発電所は新型コロナウイルス流行に備えた態勢（第3対策態勢）へ移行
- ◇政府が福島県を含む39県の緊急事態宣言を解除したことを踏まえ、2020年5月15日（午後1時）、福島第二原子力発電所は第2対策態勢へ移行
- ◇政府が全ての緊急事態宣言を解除したことを踏まえ、2020年5月26日（午前0時）福島第二原子力発電所は第1対策態勢へ移行
- ◇福島第二原子力発電所においては、感染対策を講じながら現場作業を継続していく予定
- ◇ただし、1都3県への緊急事態宣言発出（2021年1月7日）を踏まえ、次のとおり対応を継続するとともに一部強化
 - ・ 感染拡大防止のため、「3密」（密閉、密集、密接）回避を更に徹底
 - ・ 現時点では現場作業を継続するが、罹患者の発生・増加に備え、プラントを安全・安定に維持管理するために必要な作業を継続しつつ、それ以外の業務については縮小できるよう、検討・準備を実行
 - ・ 今後、福島県から要請等が出された場合は、要請等の内容を踏まえ、改めて検討

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要 (2/3)

- ◇業務縮小を行うかどうかについては、罹患者の発生および濃厚接触者の状況を勘案しながら慎重に判断
- ◇福島第二原子力発電所においては、新型コロナウイルス対策として、入社前に検温し、発熱等の風邪症状(咳、のどの痛み、鼻水など)がある場合は出社を自粛
- ◇発電所各所(正門、西門)において、入所前に検温を実施
- ◇東京電力社員に対しては、マスク着用および入社前検温(発熱等の風邪症状のある場合は出社を自粛)の義務化、感染者・感染疑い者の情報確認を実施
- ◇協力企業に対しては、感染者・感染疑い者が発生した場合の東京電力労務担当への報告を指示。また、3密回避、マスク着用、手洗いの励行、消毒の徹底など感染予防・拡大防止に関する協力と県外から作業員を受け入れる場合には移動前2週間行動歴の記録について、移動先の上司が3密箇所へ行動歴がないことを確認
- ◇福島県外から福島第二原子力発電所への新規入所者※(協力企業作業員:2020年8月17日～、社員:2020年10月1日付けの異動者より)を対象に、県内移動前(発電所入所前)にPCR検査を受検し問題がないことを確認

※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要 (3/3)



- ◇当直体制は、交替要員を確保するため予備チームを設置。使用済燃料の安定冷却を維持するために、当直員罹患を回避するため、対策を実行
- ◇視察者の受入れについては、2020年7月1日より再開していたが、2021年1月8日より中止。（前回は、2020年3月2日から2020年6月30日まで中止）
※2019年度の視察者数は、2020年3月末時点で2,020人、
2020年度の視察者数は、2021年1月7日時点で280人
- ◇新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第二原子力発電所の作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- ◇2021年1月8日、東京圏を対象とする緊急事態宣言を受けて、緊急事態宣言発出エリアを跨ぐ帰宅については自粛を強く要請
やむを得ず移動する際は、事前に「行動計画書」を所長に提出し確認を受けた上で、3密回避で自衛に努めるとともに移動。移動後は、行動歴に問題がないことについて上司の確認を受けた上で出社。

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/4）

<東京電力・協力企業共通>

■ 食堂の対面喫食禁止（2020/3/5～）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施



■ 中央制御室に入室する際の対策

- ・運転員以外の入室を原則禁止
- ・手洗い消毒を厳守、マスク着用を義務化
- ・入室前の検温を実施（非接触型赤外線体温計）
- ・入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）



■ 感染予防・拡大防止

- ・手洗いおよび手指のアルコール消毒の励行、共用スペース使用後の消毒実施

■ 日常の健康管理と行動履歴の把握（2020/6/8～）

- ・3密を回避するとともに、外出時における行動歴を記録

■ 発電所への新規入所者管理（2020/7/1～）

- ・移動前2週間の行動歴の記録について移動先の上司が3密箇所へ行動歴がないことを確認



2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/4）

<東京電力・協力企業共通>

■ 新規入所者※のPCR検査の受検（協力企業作業員：2020/8/17～、社員：2020/10/1付けの異動者より）

- ・福島県外から福島第二原子力発電所へ新規入所する社員、協力企業作業員を対象に、県内移動前（発電所入所前）にPCR検査を受検し問題がないことを確認。 ※現所属が柏崎刈羽原子力発電所、東通原子力建設所の社員を除く
- ・PCR検査受検不可の場合、来県前2週間の健康観察期間（非出社・在宅）を設け、問題がないことを確認したうえで入所を許可

■ 発電所入所時における検温の実施（2020/8/31～）

- ・発電所各所（正門、西門）において、入所前に検温を実施
- ・通勤バス利用者は、各乗車場所において、乗車前に検温を実施

■ 陽性者が出たときの対策

- ・感染者本人および濃厚接触者の非出社対応
陽性者本人および濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関および保健所の指示に従う
- ・陽性者が使用したエリアの消毒
陽性者が使用したエリアは、速やかに消毒
濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・陽性者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

<東京電力・協力企業共通>

■ 県内外の移動の扱い（単身赴任者等の帰省含む）（2021/1/8～）

- ・ 移動の際は3密回避（極力マイカーを使用、公共交通機関利用時の空席利用）
- ・ 緊急事態宣言発令エリアを跨ぐ往来の自粛を強く要請。
やむを得ず移動する際は、事前に「行動計画書」を所長に提出し確認を受けた上で移動
移動後は、行動歴に問題がないことについて、上司の確認を受けた上で出社
※協力企業においては、当該事業所の長による事前確認、上司による行動履歴の確認を受けた上で出社
- ・ 緊急事態宣言発出エリア以外の県外地域に移動する場合についても、従来にも増して感染者の状況を踏まえ不要不急を慎重に判断することとし、事前に「行動計画書」を上司に提出

■ 会食の扱い（2021/1/8～）

- ・ 会食については同居する家族を含め、厳に慎むことを強く要請
※「会食」は飲酒を伴う複数人の会合や、マスクを外して大人数での「食事会」などを言う
家族など限られた少人数での食事は「会食」としない。

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（4/4）

<東京電力>

■ マスク着用義務（2020/2/19～）

- ・全所員に対し、マスク着用を義務化

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2020/2/19～）

- ・全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）がある者は出社を自粛するとともに職場管理者に報告し、関係者で共有

■ 出張の扱い（2020/7/28～）

- ・発電所員の東京圏へのお出張は原則禁止（本社から発電所へのお出張も原則禁止）

■ 一部所員の在宅勤務の実施（2020/4/22～）

- ・所員を3班体制とし、その内の1班を在宅勤務によるテレワークを実施（2週間交替）

■ 独単身寮食堂の扱い（2020/3/3～）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施

<協力企業>

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（2020/3/12～）

- ・各協力企業において、発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）が発生した場合には当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業との面会自粛（2020/3/12～）

- ・メーカーおよび協力企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時にはマスク着用の協力を要請

3. 福島第二原子力発電所における当直体制について

- 交替要員を確保するため予備チームを設置
- 使用済燃料の安定冷却を維持するために、下記の対策により当直員罹患を回避
- 通勤の扱い (2020/2/21～)
 - ・ 通勤バスにおける3密回避のため、マイカーによる通勤に変更
- 運転員の執務環境
 - ・ 運転員と作業員の直接接触防止
 - ・ シフト交替時における引き継ぎ時間の短縮化
 - ・ 引き継ぎ前に除菌シート等による執務室を消毒
 - ・ 他エリアから独立した空調環境
- その他
 - ・ 感染防止の観点から事務本館への立ち入りを原則禁止
 - ・ エレベーターは1名のみで使用、または階段の使用

4. 福島第二原子力発電所における視察状況および各装備品の取扱いについて



■ 視察状況

- ・ 2020年7月1日より視察受入を再開していたが、2021年1月8日より2021年2月7日までの視察受入中止を決定（前回は、2020年3月2日より2020年6月30日までの視察受入中止）
- ・ 2019年度の視察者数は、2020年3月末時点で2,020人
- ・ 2020年度の視察者数は、2021年1月7時点で280人（2020年7月1日～2021年1月7日）

■ 各装備品の取扱い

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第二原子力発電所の作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- ・ 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第二原子力発電所の作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対策を実施中

以 上